

# 税務相談会のご案内

開催日：平成24年6月13日(水)、20日(水)

午後2時～5時

場 所：税理士法人 岡本会計事務所

ご希望の方は必ず、開催日の前週、金曜日までにお電話にてご予約ください。

ご予約の際、相談内容の概要をお知らせください。

〒561-0812 豊中市北条町2-6-3

Tel:06-6336-1088 Fax:06-6333-4919

## サービスの内容

お客様の税務問題にお応えするための月に二度の無料税務相談会。

相談員：前田敦子 税理士、後藤昌司 税理士

事業を行っていたり、不動産を売買する時等、税務の知識を持っていないと思われ税負担となったりすることが多々あるようです。

そのような問題を防ぐために、皆様が気軽に相談できる場を開設いたしました。お知り合いの方々の税務問題も含め、ご利用下さい。

## 前田税理士の税務Q & A

岡本会計事務所税務相談会にてよくお受けする質問を、簡単に毎月ご紹介していきます。

Q

我が社は、各役員を被保険者とする生命保険契約に加入しています。

この度、役員甲の退職に当たり、退職金の支払に代えて契約の名義を変更することになりました。

名義変更に伴う役員甲の課税関係はどうなるのでしょうか？

A

法人が契約者及び保険受取人である生命保険契約を、被保険者の役員の退職に際し、名義をその役員に変更した場合には、その保険契約に関する権利が退職金とされます。

名義変更時において契約を解除したとした場合の解約返戻金相当額が退職所得の収入金額となります。